

付 議 第 9 号

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則議案

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年高知県教育委員会規則第23号)の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則(抜粋)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行
規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、関係規則について規定の整備をしようとするものである。

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

教 育 委 員 会 規 則

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年高知県教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により」を「規定による」に、「以下「許可施設等」という」を「同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「利用の許可に関する業務」を「体育館の管理」に、「教育委員会」を「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項ただし書中「利用の許可に関する業務」を「体育館の管理」に改める。

第6条中「の規定による使用料(以下「使用料」という。)」を「に規定する使用料」に改める。

第10条中「利用者は、」を「利用者は、許可施設等の」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「若しくは」を「若しくは許可施設等の」に改める。

第14条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改める。

第16条中「別に」を削る。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年体育館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
			氏名		㊟
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
		電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第12条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(利用の許可の申請)

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が 定める利用許可申請書を提出しなければならない。

第2条 条例第5条第1項の規定により許可施設等(以下「許可施設等」という。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が別に定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用の許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、教育委員会に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の前日までに行わなければならない。ただし、指定管理者(体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次条第1項、第4条、第5条、第12条及び第13条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

3 第1項又は前項の規定による申請は、当該利用を開始する日の前日までに行わなければならない。ただし、指定管理者(利用の許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次条第1項、第4条、第5条、第12条及び第13条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

4 略

4 略

(使用料の納付の時期)

(使用料の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条に規定する使用料を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、使用料を当該利用の後に納付することができる。

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条の規定による使用料(以下「使用料」という。)を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、使用料を当該利用の後に納付することができる。

(利用終了後等の整理)

(利用終了後等の整理)

第10条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第6条第

第10条 利用者は、利用が終わったとき又は条例第6条の規定に基づき

1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、直ちに体育館の備品等を所定の位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第14条 略

2 条例第13条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 定款_____、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し

(4)・(5) 略

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

第8号様式(第14条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに体育館の備品等を所定の位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第14条 略

2 条例第13条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

(4)・(5) 略

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第8号様式(第14条関係)

申請書

[別紙参照]

第8号様式 (第14条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年体育館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
代表者の職・氏名	職名			フリガナ	
				氏名	印
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第12条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

第8号様式 (第14条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条の規定により高知県立青少年体育館の指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申	フリガナ			
	名称			
請	代表者の職・氏名	職名		フリガナ
				氏名
者	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)		
		電話番号		ファクシミリ番号
者	高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 —)		
		電話番号		ファクシミリ番号

関係書類

- (1) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第12条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類